

広告

大相続時代を考える

大切な家族と財産を守るために



今年4月、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これにより、相続の場面では18歳以上なら親権者や特別代理人ではなく、自ら遺産分割協議に参加できるようになつた。

贈与は、18歳で特例税率が適用されるようになるため税率が軽減。相続時精算課税制度や住宅取得等資金の贈与など負担が軽減。相続時精算課税制度につながる制度についても、適用要件が18歳に引き下げられた。変化を踏まえて必要があれば生前対策を見直したい。

近年、事実婚が広がりを見せているが、法整備は追い付いていない。相続人には法的配偶者や子等なので、事実婚のパートナーはそのままでは相続人になれない。遺言書を用意しておくことが大切だ。

事実婚カップルに子どもが生れた場合、子は母親の戸籍に入れるが、父親が認知しなければ子は父親の相続人にならない。パートナーの連れ子とは養子縁組する方法がある。大切なパートナーは、相続人になれない。

年分の管理負担金が必要になるが、売却や賃貸が難しい土地を手放す方法の一つとして検討してもいいだろう。

相続税と贈与税は一体化議論が本格化するのみられる。贈与の年間1~10万円の非課税措置の見直しや生前贈与分の相続への持ち戻し期間の延長といった変更が行われる可能性がある。今後の変化を幅広く入れて、生前贈与の金額を増やしたり、孫にも分散して贈与したりするなど、税理士と相談しながら戦略的に対策を進める必要がありそうだ。

贈与の年間1~10万円の非課税措置の見直しや生前贈与分の相続への持ち戻し期間の延長といった変更が行われる可能性がある。今後の変化を幅広く入れて、生前贈与の金額を増やしたり、孫にも分散して贈与したりするなど、税理士と相談しながら戦略的に対策を進める必要がありそうだ。

贈与の年間1~10万円の非課税措置の見直しや生前贈与分の相続への持ち戻し期間の延長といった変更が行われる可能性がある。今後の変化を幅広く入れて、生前贈与の金額を増やしたり、孫にも分散して贈与したりするなど、税理士と相談しながら戦略的に対策を進める必要がありそうだ。

税理士選びが肝心

スムーズな相続・事業承継のために税理士選びが鍵となる。不動産を活用した税金対策などは行き過ぎないことが大切だ。一般的に税理士は企業の税務を専門としていることが多い。相続や相続対策に精通している専門家を見つけるには、相続税の毎年の申告代理件数などを手だ。相続税額を左右する土地の評価に精通していることも大切だ。

ランドマーク税理士法人

税務調査は1%未満



ランドマーク税理士法人
代表税理士
立教大学大学院客員教授
清田 幸弘氏
(東京税理士会所属)

無料の個別相談に注力

日だけでなく、土日祝日を含む午前9時~午後6時で受け付けており相談しやすい。

同社の相続申告実績は全国でもトップクラスだ。税理士1人当たりの相続税の年間申告件数が平均1.5件とされる中、同社は年間868件の申告実績がある。開業以来の申告件数は累計6000件を超えていている。

同社では1件の申告に対して担当者×税理士×国税OBの3名体制で臨み、徹底した調査とチェックで適正な申告を実施。すべてのケースで申告書類の信頼性を高める書面添付制度を活用し、税務調査1%未満を達成している。

相談に際してはオンライン同席システムを活用。弁護士や司法書士といった専門家ともスムーズに連携でき、あらゆる相談にワンストップで対応できる。

より高品質なサービスを提供するため、社員教育にも力を入れている。社員の大学院進学をサポートするなど税理士資格の取得を後押しし、申告業務の品質向上につなげたいとしている。



2022年5月12日発売
「相続専門の税理士、父の相続を担当する」
ランドマーク税理士法人
代表税理士 清田幸弘氏

TEL: 0120-48-7271

<https://www.zeirisi.co.jp/>



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

希望まとめて早めに相談

戦略的対策検討

トナーや子どもが困らないように対策を講じておきたい。

所有者不明の土地が増えるのを防ぐため、2024年4月から相続登記が義務化される。持ち主が分からぬ土地が生まれる主要な要因は、相続登記や住所変更の不備にある。そこで相続で不動産取得を知った日から3年以内の登記を義務化。それ

れた。不動産の相続登記の義務化など新たな動きも続く。相続税と贈与税の一体化議論が本格化するとの見方もあり、状況の変化を注視したい。円滑な相続・事業承継のためには入念な準備が必要だ。どのように財産を分けるかなど自身の希望をまとめて、経験豊富な税理士などに早めに相談することが求められる。

成人年齢引き下げに伴う贈与税・相続税の変更点

	受贈者や相続人等の年齢要件	
	2022年3月31日以前の贈与・相続等の場合	2022年4月1日以後の贈与・相続等の場合
●相続時精算課税	その年の1月1日において <u>20歳以上</u>	その年の1月1日において <u>18歳以上</u>
●住宅取得等資金の非課税等		
●贈与税の特例税率		
●相続時精算課税適用者の特例		
●事業承継税制	贈与の日において <u>20歳以上</u>	贈与の日において <u>18歳以上</u>
●結婚・子育て資金の非課税	結婚・子育て資金管理契約締結の日において <u>20歳以上50歳未満</u>	結婚・子育て資金管理契約締結の日において <u>18歳以上50歳未満</u>
●未成年者控除	相続等の日において <u>20歳未満</u>	相続等の日において <u>18歳未満</u>

税理士法人高野総合会計事務所

3部門連携で最善策提案

高野総合会計事務所は、相続・事業承継の専門家集団だ。創業47年の実績とノウハウには信頼感がある。

100人超の同社スタッフの専門家比率は高い。税理士32人のほか、公認会計士15人、中小企業診断士4人などが在籍。男女比はほぼ均等で年齢層も幅広く、依頼人の希望に応じて相談しやすいチームを編成している。

同社は企業の税務を担う法人税務業務、M&A(合併・買収)や事業再生などを手掛けるファイナンシャルアドバイザリー(FAS)業務、企業オーナーや資産家などのニーズに応える個人資産業務という3つの部門が専門性の高い業務サービスを提供している。これら3部門の担当者が案件ごとにチームを組み、1つの事務所で個人・法人の幅広い課題にワンストップで対応する。

例えばオーナー企業の相続対策には事業承継のための株価対策、納税対策などを視野に入れた検討が必要になる。個人の相続が事業承継や組織再編に結び付くことが多い。専門的な3部門の三位一体の連携により、相続・事業承継から承継後の企業経営まで総合的・継続的にサポートする。

幹部クラスの国税OBなどによる顧問団を形成しているのも特徴だ。高度な判断が求められる案件でも適正な申告を可能にする。

こうした強みと長年の経験に基づくノウハウを生かし、同社は毎年500件を超える相続の申告を担当。必要に応じて弁護士など外部の専門家とも連携し、相続人間の争いにも親身になって対処している。将来の相続発生に備えた納税対策や遺言内容などの相談にも重点を置いている。

事業承継分野では、事業の承継から売却サポートまで毎年100件超の支援実績を誇り、事業承継税制への対応にも定評がある。親族内に後継者がいない場合も、M&AやMBO(経営陣が参加する買収)など、あらゆる選択肢から総合的な視点で最善策を提案する。

相続・事業承継の専門家集団

三位一体の業務サービス



東京本部(代表) TEL: 03-4574-6688

<https://www.takanosogo.com>

高野総合グループ
税理士法人
TK 高野総合会計事務所

